

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第58号	
事故等名	押船第八松陽丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年8月7日10時00分ごろ	
発生場所	明石市大久保町谷八木沖合	
事故等調査の経過	調査の概要:H20年11月26日 神戸・地方事故調査官が、海難報告書を精査し、船舶所有者に損傷状況等を電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	押船 第八松陽丸 19トン	
船舶番号(IMO 番号)	270-41247	
船舶所有者等	松陽建設株式会社	
船種・船名・総トン数		
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	負傷者 なし	
損傷	船尾プロペラに損傷	
事故等の経過	本船は、兵庫県東播磨港を発し、明石市大久保町谷八木沖合に着いて作業中、平成20年8月7日10時00分ごろ、離岸堤沖の捨石魚礁に船尾船底が乗り揚げた。 乗揚の結果、船尾プロペラに損傷を生じた。 気象・海象は平穏であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が操船を適切に行わなかったため、捨石魚礁に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	